

学校施設環境改善交付金の交付が過大

| | | |
|------|----------|-----------|
| 12件 | 不当金額(支出) | 5億8000万円 |
| (前年度 | 12件 | 2億7380万円) |

1 交付金の概要

学校施設環境改善交付金(交付金)は、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。交付額は、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(交付対象事業)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(算定割合)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(交付対象工事費)に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いざれか少ない額を基礎として算定することとされている。

このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(配分基礎面積)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとされている。

交付対象事業のうち、小学校、中学校、幼稚園等の建物で構造上危険な状態にあるものの改築事業(危険改築事業)及び教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校、幼稚園等の建物で特別の事情のあるものの改築事業(不適格改築事業)については、改築を行う年度の5月1日(基準日)における当該学校の学級数等に応ずる必要面積と、基準日における保有面積のうちいざれか少ない面積から、基準日における保有面積のうち、危険でない又は教育を行うのに著しく不適当でない部分の面積を控除して国庫補助を受ける資格のある面積(資格面積)を算定することとされている。

また、幼稚園の園舎の新增築事業(幼稚園新增築事業)については、新築又は増築後の当該幼稚園の予定学級数に応ずる必要面積から新築又は増築を行う年度の5月1日における保有面積を控除して資格面積を算定することとされている。

そして、上記の危険改築事業等3事業は、その資格面積を配分基礎面積とすることとされており、また、危険改築事業等3事業以外の交付対象事業は、それぞれの事業ごとに文部科学大臣が必要と認める面積等を配分基礎面積とすることとされている。

2 検査の結果

8都県の12市区町において、資格面積等の算定に当たり、交付要綱等に基づく算定式を適用していなかったなどしていたり、必要面積を算定する際に学級数の算定を誤っていたり、建物の構造による補正を行っていなかったりなどしていたため、配分基礎額及び交付対象工事費が過大に算定されており、交付金計5億8000万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

(単位：円)

| 部局等 | 補助事業者 (事業主体) | 交付対象事業の 種別 | 年度 | 交付金の交 付額 | 不当と認め る交付金の 交付額 | 摘要 |
|-----|-----------------|--|--------------|-------------|-----------------------|--|
| 青森県 | 上北郡野辺 地町 | 危険改築事業、 不適格改築事業 | 24、25、 27 | 9億1425万 | 8778万 | 校舎の改築後の面積を資格面積と していたなどのもの |
| 山形県 | 鶴岡市 | 危険改築事業 | 26 | 2億8612万 | 368万 | 建物の構造による補正を行ってい なかつたもの |
| 同 | 新庄市 | 同 | 25、26 | 5億9141万 | 1億4325万 | 校舎の改築後の面積や屋内運動場 の必要面積を資格面積としていたもの |
| 同 | 天童市 | 危険改築事業、 不適格改築事業 | 23、24 | 4億1817万 | 915万 | 改築事業を実施する年度に施設の 解体及び撤去を行っていないの に、配分基礎額に解体及び撤去費 を加算していたもの |
| 同 | 東置賜郡高 畠町 | 中学校武道場新 築事業 | 24、25 | 2155万 | 592万 | 上限面積を超える面積分の工事費 を事業全体の工事費から控除して いたもの |
| 茨城県 | 水戸市 | 不適格改築事 業、幼稚園新增 築事業 | 24～27 | 5億9286万 | 1451万 | 必要面積から保有面積とは異なる 面積を控除して資格面積を算定して いたり、建物の構造による補正を 行っていなかつたりしていたな どのもの |
| 東京都 | 練馬区 | 危険改築事業 | 25 | 1億5623万 | 109万 | 建築計画時点の推計学級数を用い るなどして必要面積を算定してい たもの |
| 長野県 | 長野市 | 危険改築事業、 不適格改築事業 | 24～27 | 12億2419万 | 1166万 | 改築を行う前年度の標準学級数を 用いて必要面積を算定してい たり、建物の構造による補正を行つ ていなかつたりしていたなどのもの |
| 同 | 北佐久郡軽 井沢町 | 危険改築事業、 不適格改築事 業、学校給食施 設の改築事業 | 26、27 | 5億0039万 | 2億2793万 | 危険建物の面積を資格面積と していたり、改築を行う前々年度の実 際の学級数を用いて必要面積を算 定していたりしていたなどのもの |
| 奈良県 | 奈良市 | 危険改築事業、 不適格改築事 業、大規模改造 (質的整備)事業 | 25～27 | 6億0915万 | 5066万 | 実際の学級数を用いるなどして必 要面積を算定していたり、建物の 構造による補正を行つていなかつ たりしていたなどのもの |
| 福岡県 | 福岡市 | 学校給食施設の 新增築事業 | 26 | 4億2889万 | 1935万 | 既存の学校給食施設の面積とすべ き面積を誤ったため、配分基礎面 積を過大に算定していたもの |
| 熊本県 | 天草郡苓北 町 | 太陽光発電等の 整備に関する事 業 | 24、25 | 1億3340万 | 496万 | 誤った太陽光発電単価を用いて配 分基礎額を算定していたもの |
| 計 | 12事業主体 | | | 58億7667万 | 5億8000万 | |